

藤枝市教育委員会

令和5年5月定例会議案

令和5年5月16日

藤枝市教育委員会 5 月定例会議事日程

日 時 令和5年5月16日（火）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第 8 号議案	藤枝市立小・中学校通学区域の指定について	-P 1-
第 9 号議案	小中学校校舎・柔剣道場防水改修工事の実施について	-P 5-
第10号議案	藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	-P 8-
第11号議案	藤枝市社会教育委員の委嘱について	-P10-
第12号議案	藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について	-P12-
第13号議案	藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について	-P14-

日 程 第2

・諸般の報告

○生涯学習課

・令和5年度 藤枝ネイチャーキッズ事業実施計画について -P16-

○図書課

・国際ソロプチミスト藤枝からの児童書の贈呈について -P17-

○その他

閉 会

藤枝市立小・中学校通学区域の指定について

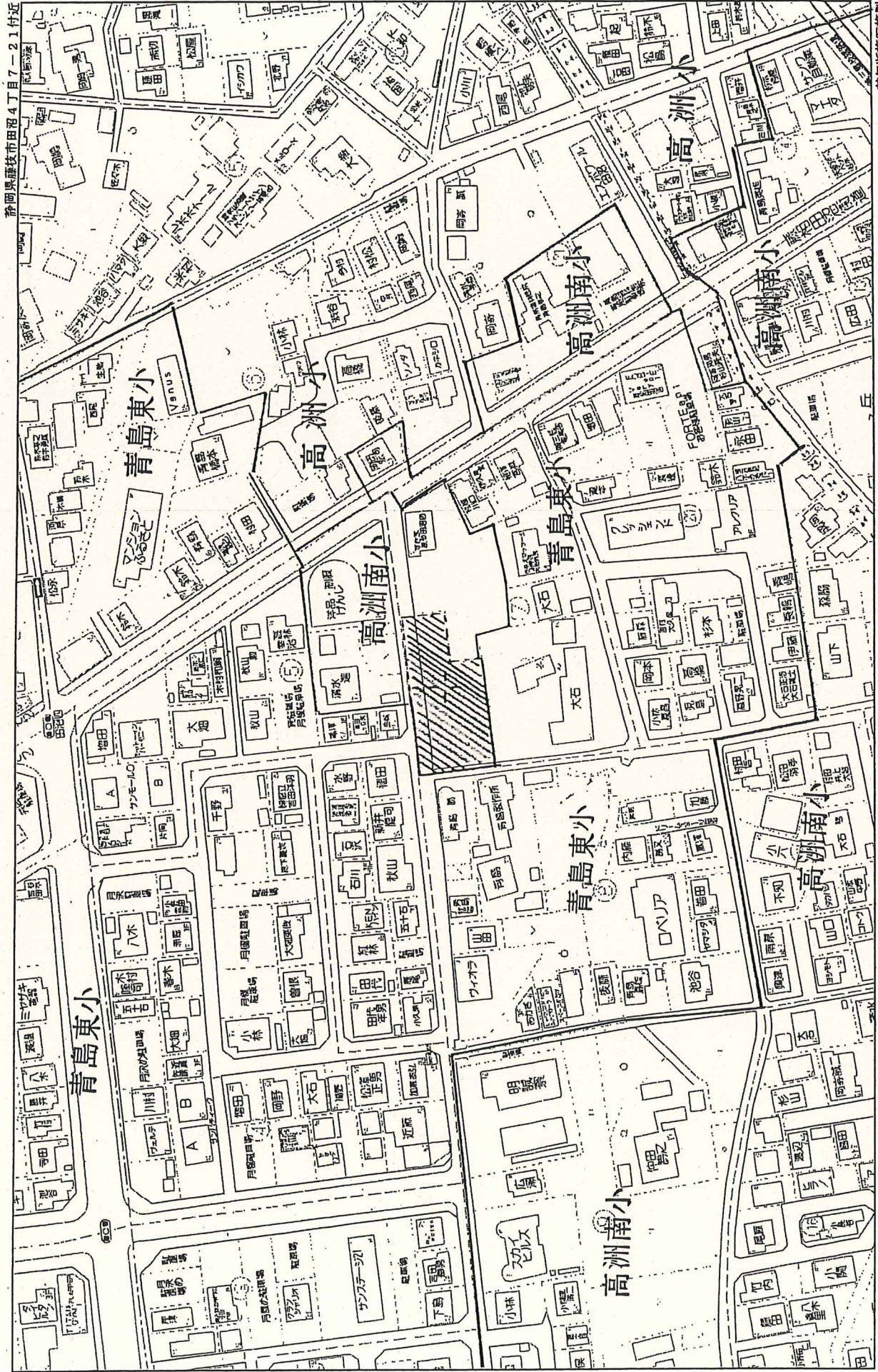
藤枝市立小・中学校の通学区域について、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、別紙のとおり指定することとする。

令和 5 年 5 月 1 6 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

これまで田畑であったため通学区として未指定であった藤枝市田沼 4 丁目 7 番 12～15 番が新たに宅地に造成されることに伴い、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、条例第 2 条の規定により、通学区域を指定するものである。

これまで未指定であった斜線部分を「青島東小学区」に指定する。



静岡県藤枝市田沼4丁目7-21付近

森無新機写複製
藤枝市役所

令和5年度 第1回 藤枝市小・中学校通学区域審議会審議内容

1 田沼4丁目7番12～15号（田沼南町内会）の通学区域の指定について

(1) 経緯

従来の学区には指定されていなかった田畑を新たに宅地造成することにより、不動産会社より問い合わせがあった。そこで、当該地区である青島第2自治会長、田沼南町内会長、また隣接する地区の高洲第2西自治会長、高柳上町内会長の立会いのもと、現地にて確認した。

(2) 通学区域の指定案

田沼4丁目7番12～15号の通学区域を青島東小学校の通学区域とする。

この区画はこれまで田畑であったことから、通学区は未指定であった。当該区画の分譲地の町内会は、田沼南町内会に編入することから、この造成地の町内会と学区をそろえる形で、青島東小学区として指定することが望ましい。接道状況、周辺の状況等を勘案し、令和5年6月1日から新たにこの区画を青島東小学区とする。

(3) 今後の対応

この地区は町内会の区割りが複雑である上に、町内会と学区の境界が一致していない箇所も複数存在し、かなり複雑な通学区域となる。これは宅地造成に伴う過去の様々な経緯があったの結果と考えられる。今回は、元々の田畑だったため通学区域の指定がされていなかったが、当該土地の町内会は田沼南町内会に編入することから青島東小学区に決定できた。今後も、こうした宅地造成等の状況と過去の経緯を踏まえ、地元自治会等と連携しながら慎重に通学区域の確認をしていく必要がある。

令和5年5月8日

藤枝市教育委員会
教育長 中村 禎 様

藤枝市立小・中学校通学区域審議会
会 長 工 藤 道 夫

藤枝市立小・中学校通学区域の一部変更について(答申)

令和5年4月20日付け第7号議案により諮問のあったことについて、審議した結果、下記のとおり通学区域を変更することが必要と認めます。

記

1 田沼4丁目7番12～15号（田沼南町内会）の通学区域の指定

令和5年度、従来の学区には指定されていなかった田畑を新たに宅地造成することに伴い、田沼4丁目7番12～15号の通学区域の指定が必要となった。

本審議会では、町内会が田沼南町内会（青島東小学区）に編入することから、自治会、町内会、学区が現在の区分けと揃っている方が、児童生徒にとって、よりよい教育環境となることから、「田沼4丁目7番12～15号の通学区域を青島東小学区に指定することは妥当である。」との方向性で一致し、これを答申する。

小中学校校舎・柔剣道場防水改修工事の実施について

小中学校校舎・柔剣道場防水改修工事を別紙のとおり実施する。

令和 5 年 5 月 1 6 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

藤枝市アセットマネジメント基本方針に基づき、老朽化する公共施設等の長寿命化対策として、小中学校校舎・柔剣道場防水改修工事を実施したく提案するものです。

小中学校校舎・柔剣道場防水改修工事の実施について

(教育政策課)

1 目的

本工事は、藤枝市アセットマネジメント基本方針に基づく公共施設の長寿命化対策を推進するための実施計画に位置づけられた事業である。

今までは部分補修などによる修繕によって対応できたが、劣化が進行し補修頻度が多くなり、修繕する範囲も広がっているため、事後対応では難しくなっている。また、マネジメント事業による現況調査においても劣化度が高く、改修を行わなければ施設の短命化だけでなく、鉄筋の腐食による耐震性の低下や雨漏りによる学校運営への影響などの被害が生じる可能性がある。このため、防水機能を健全な状態に保ち、建物の長寿命化を図り、屋根又は外壁の防水改修工事を実施する。

2 工事名称・工期

	工事名称	工期
1	青島小学校校舎屋上外壁防水改修工事	令和5年6月30日～10月31日
2	葉梨西北小学校校舎屋根防水改修工事	令和5年6月30日～9月29日
3	広幡小学校校舎屋上防水改修工事	令和5年6月30日～9月29日
4	広幡中学校校舎屋上防水改修工事	令和5年6月30日～9月29日
5	広幡中学校柔剣道場屋根外壁防水改修工事	令和5年9月14日～1月31日

3 工事概要

(1) 外壁防水改修工事

外壁からの雨水の侵入を防ぎ、鉄筋の腐食を抑え、建物躯体の健全を保つ目的で実施する。外壁に生じたクラックや躯体表面のモルタルの浮き等の補修を行った上で、防水性のある塗幕を塗布し、躯体を保護する。

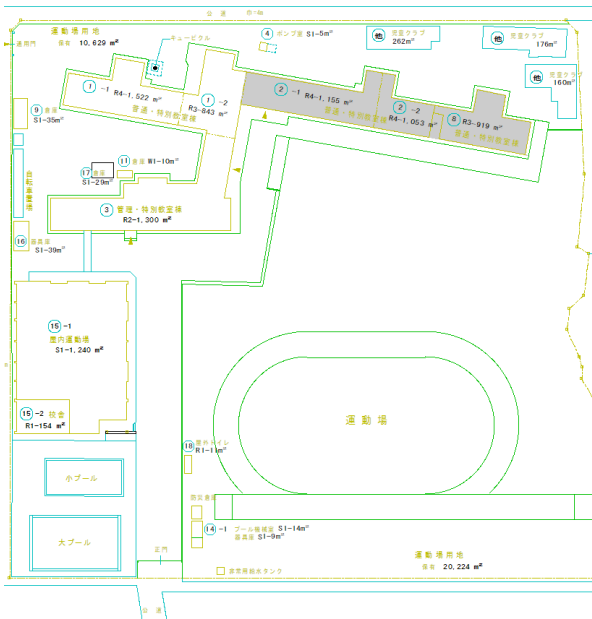
(2) 屋上防水改修工事

屋上の劣化した防水層を更新し、雨漏りや躯体への雨水の浸入を防ぐ目的で実施する。既存の防水層を撤去し、新たな防水層を布設する。

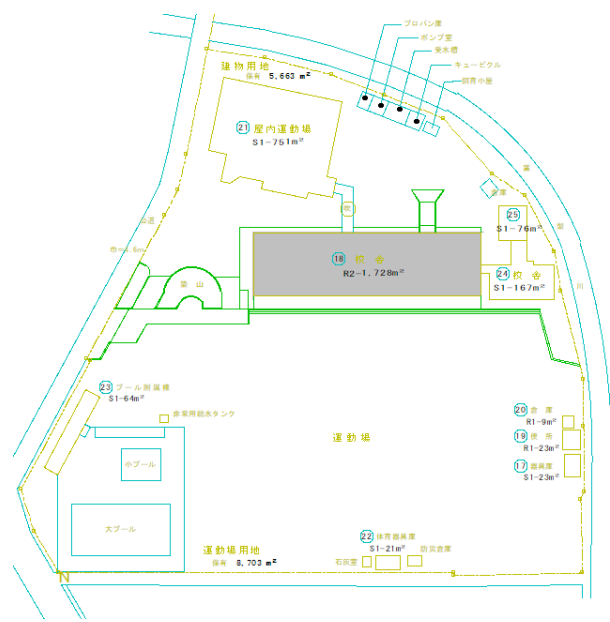
4 学校との協議事項

- (1) 校舎の改修は、夏休みを中心に実施し、学校運営に極力支障が無いよう実施する。特に、換気が必要とされるような窓面のある外壁の工事は、夏休み中に完了させるようにする。
- (2) 工事ヤードを設け、児童や学校関係者と工事エリアを区画し安全に配慮して実施する。
- (3) 工事着手にあたり、学校との事前協議を十分行う。
- (4) 緊急時においても学校との連絡が取れる体制を設ける。

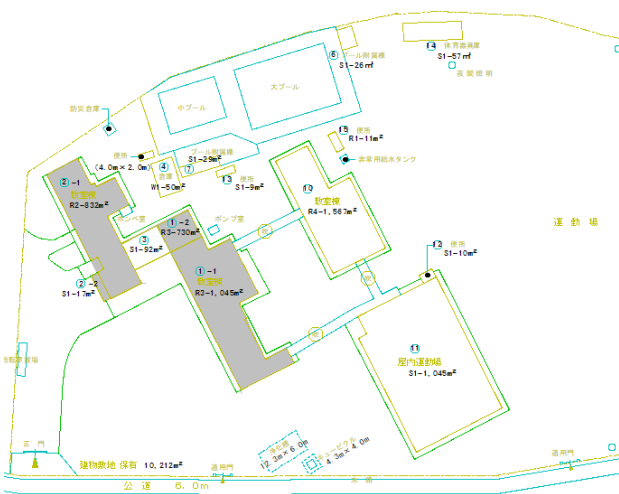
■配置図・改修施設



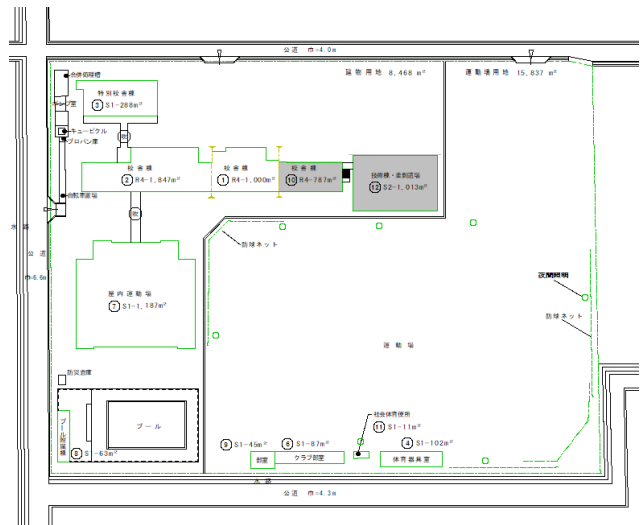
青島小学校 (校舎)



葉梨西北小学校 (校舎)



広幡小学校 (校舎)



広幡中学校 (校舎・柔剣道場)

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

藤枝市立学校給食センター条例（昭和54年藤枝市条例第13号）第6条及び藤枝市立学校給食センター運営委員会規則（昭和54年藤枝市教育委員会規則第7号）第2条の規定により、別紙の者を藤枝市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱する。

令和5年5月16日提出
藤枝市教育委員会
教育長 中村 禎

（提案理由）

藤枝市立学校給食センター運営委員会の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市立学校給食センター運営委員会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	杉本 さとみ	瀬戸谷中学校長	再任	1号
2	村上 伸明	稲葉小学校長	再任	1号
3	大石 律子	瀬戸谷小学校長	新任	1号
4	水谷 俊裕	P T A連絡協議会 代表	新任	2号
5	倉橋 真唯	P T A連絡協議会 代表	新任	2号
6	岡野谷 幸子	藤枝中央小学校 保護者代表	新任	2号
7	丹羽 洋介	西益津小学校 保護者代表	新任	2号
8	櫻井 美和	高洲小学校 保護者代表	新任	2号
9	鈴木 潤一郎	岡部小学校 保護者代表	新任	2号
10	矢野 晴香	朝比奈第一小学校 保護者代表	新任	2号
11	島田 唯美	広幡中学校 保護者代表	新任	2号
12	鈴木 綾	大洲小学校 保護者代表	新任	2号
13	次廣 淳	青島小学校 保護者代表	新任	2号
14	内藤 久美	高洲中学校 保護者代表	新任	2号
15	加藤 修身	瀬戸谷小学校 保護者代表	新任	2号
16	大石 恵美子	葉梨西北小学校 保護者代表	新任	2号
17	日南 美幸	藤枝中学校 保護者代表	新任	2号
18	大石 拓也	葉梨中学校 保護者代表	新任	2号
19	小林 正明	志太医師会 代表	再任	3号
20	岩佐 裕子	中部健康福祉センター 技監兼衛生薬務課長	再任	4号
21	小山 純一	学校教育監	新任	4号

任 期

令和5年4月1日～令和6年3月31日（任期1年）

変更理由

任期満了による

【藤枝市立学校給食センター条例】(昭和54年条例第13号)抜粋

第6条(運営委員会)

- 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、藤枝市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する。

【藤枝市立学校給食センター運営委員会規則】(昭和54年藤枝市教委規則第7号)抜粋

第2条(組織)

- 運営委員会は、委員40人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから藤枝市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - 藤枝市立小・中学校長
 - 藤枝市立小・中学校のP T Aが推薦する者
 - 藤枝市立小・中学校校医
 - その他教育委員会が必要と認める者

藤枝市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 1 5 条及び藤枝市社会教育委員条例（昭和 29 年藤枝市条例第 34 号）第 2 条の規定により、別紙の者を藤枝市社会教育委員に委嘱する。

令和 5 年 5 月 1 6 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 4 年 4 月 1 日付けで委嘱した藤枝市社会教育委員 2 名より退任の申し出があったため、これを解嘱し新たに 2 名を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市社会教育委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	井鍋 敬子	葉梨西北小学校長	新任	学校教育
2	杉原 久雄	藤枝市自治会連合会 青島地区支部長	新任	社会教育
3	安藤 房巳	藤枝市文化協会 監事	継続	社会教育
4	櫻井 泰夫	NPO法人藤枝市スポーツ協会 副会長	継続	社会教育
5	大畑 俊六	藤枝地区保護司会 副会長	継続	社会教育
6	大池 俊彦	藤枝市学校サポーターズクラブ 統括	継続	家庭教育
7	望月 琴江	駅南こども教室運営委員会 代表	継続	家庭教育
8	都築 博子	静岡理工科大学 非常勤講師	継続	学識経験
9	堀井 啓幸	常葉大学 教授	継続	学識経験

任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日（任期2年）
----	--------------------------

変更理由	前任者の退任による
------	-----------

【社会教育法】（昭和24年6月10日法律第207号）抜粋

第15条（社会教育委員の設置）

- 1 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【藤枝市社会教育委員条例】（昭和29年6月28日条例第34号）抜粋

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のあるものの中から、教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

藤枝市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条及び藤枝市立図書館条例（昭和 54 年藤枝市条例第 15 号）第 12 条により、別紙の者を藤枝市立図書館協議会委員に委嘱する。

令和 5 年 5 月 1 6 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 4 年 4 月 1 日付けで委嘱した藤枝市図書館協議会委員 1 名より退任の申し出があったため、これを解嘱し新たに 1 名を委嘱したく提案するものです。

別紙

藤枝市立図書館協議会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	岡澤 裕子	静岡福祉大学健康福祉学科 教授	継続	学識経験
2	関口 やち代	子育て支援サークル「いないいないばあ」 代表	継続	学識経験
3	山田 裕子	藤枝橘幼稚園 園長	継続	学識経験
4	竹内 一美	図書館ボランティア	継続	学識経験
5	櫻井 利枝	藤枝市文化協会 常任理事	継続	学識経験
6	井出 紀美子	藤枝子どもと本をつなぐ会 会長	継続	社会教育
7	山本 真理	大洲小学校長	新任	学校教育
8	吉田 令子	図書館ボランティア	継続	学識経験

任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日（任期2年）
----	--------------------------

変更理由	前任者の退任による
------	-----------

【図書館法】（昭和25年4月30日法律第118号）抜粋
第14条（図書館協議会）

- 1 公立図書館に図書館協議会をおくことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

【藤枝市立図書館条例】（昭和54年3月23日条例第15号）抜粋

第12条（図書館協議会）

- 1 法第14条第1項の規定による藤枝市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

第 1 3 号議案

藤枝市郷土博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条及び藤枝市郷土博物館条例（昭和 62 年藤枝市条例第 11 号）第 17 条の規定により、別紙の者を藤枝市郷土博物館協議会委員に委嘱する。

令和 5 年 5 月 1 6 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

藤枝市郷土博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したく提案するものです。

藤枝市郷土博物館協議会委員（案）

No.	氏名	役職名等	新任・再任 ・継続	備考
1	青島 以津子	藤枝商工会議所女性会 会長	再任	学識経験
2	井出 紀美子	藤枝子どもと本をつなぐ会 会長	再任	家庭教育
3	大石 律子	瀬戸谷小学校長	新任	学校教育
4	大畑 範芳	藤枝市観光協会 事務局長	再任	学識経験
5	金原 正高	青島中学校長	再任	学校教育
6	谷口 正昭	静岡産業大学経営学部 教授	再任	学識経験

任期	令和5年4月1日～令和7年3月31日（任期2年）
----	--------------------------

変更理由	任期満了による
------	---------

【藤枝市郷土博物館条例】（昭和62年条例第11号）抜粋

第17条（博物館協議会）

- 1 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に藤枝市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。